

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢原市長

公表日

令和6年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
	<p>国民健康保険については、国民健康保険法その他法令に定めがあるもののほか、伊勢原市国民健康保険条例、伊勢原市国民健康保険条例施行規則に定めるところにより執り行う。</p> <p>また、国民健康保険税については、地方税法その他法令に定めがあるもののほか、伊勢原市国民健康保険税条例、伊勢原市国民健康保険税条例施行規則に定めるところにより執り行う。</p> <p>伊勢原市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認</p> <p>(2)国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の受理、確認</p> <p>(3)被保険者証・被保険者資格証明書・高齢受給者証の交付、再交付、返還、検認又は更新</p> <p>(4)被保険者証の返還の通知</p> <p>(5)被保険者の氏名変更又は世帯変更の届出の受理、確認</p> <p>(6)世帯主の住所変更または世帯主の変更の届出の受理、確認</p> <p>(7)特別の事情に関する届出の受理、確認</p> <p>(8)市区町村の区域内に住所を有しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理及び資格喪失に係る事務</p> <p>(9)国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認</p> <p>(10)基準収入額適用申請の受理、確認</p> <p>(11)一部負担金減免の申請の受理、証明書の交付</p> <p>(12)入院時食事療養費標準負担額減額の認定の申請の受理、認定、再交付、返還、検認又は更新</p> <p>(13)入院時生活療養費標準負担額減額の認定の申請の受理、認定</p> <p>(14)入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証、入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支払った額の支給の申請の受理、支給、保険外併用療養費の支給の申請の受理、支給</p> <p>(15)療養費の支給の申請の受理、支給</p>
②事務の概要	<p>(16)特別療養費に係る療養に関する届出の受理</p> <p>(17)移送費の支給の申請の受理、支給</p> <p>(18)特別療養給付の申請の受理、確認</p> <p>(19)特別療養証明書の交付、返還、氏名又は住所変更の受理、再交付</p> <p>(20)限度額適用認定証の申請の受理、認定、返還、返還の通知、再交付、検認又は更新</p> <p>(21)限度額適用・標準負担額減額認定証の申請の受理、認定、返還、返還の通知、再交付、検認又は更新</p> <p>(22)限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の支給の申請の受理、支給</p> <p>(23)特定疾患対象療養の申請の受理、認定、所得区分の通知、所得区分等の変更の申し出、所得区分の変更通知</p> <p>(24)特定疾病の保険者の認定申請の受理、認定</p> <p>(25)特定疾病療養受療証の交付、返還、再交付、検認又は更新</p> <p>(26)高額療養費の支給申請の受理、支給</p> <p>(27)高額介護合算療養費の支給申請の受理、支給、通知、証明書の交付申請の受理、証明書の交付</p> <p>(28)原爆一般疾病医療費の支給に係る届出の受理</p> <p>(29)他の法令による医療に関する給付との調整</p> <p>(30)出産育児一時金・葬祭費の給付</p> <p>(31)特別の事情に関する届出の受理、確認</p> <p>(32)一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料の控除の通知</p> <p>(33)第三者の行為による被害の届出の受理、確認、損害賠償金の徴収又は収納</p> <p>(34)国民健康保険税の賦課（所得情報の収集を含む。）、徴収関係</p> <p>(35)非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の受理、確認</p> <p>(36)保険税の減免又は納付猶予の申請の受理、決定</p> <p>(37)国庫補助等の算定</p> <p>(38)修学中の者に関する届出の受理、確認</p> <p>(39)病院等に入院、障害者支援施設等に入所又は入居中の者に関する届出の受理、確認</p> <p>(40)神奈川県国民健康保険団体連合会で実施する給付の審査、支払に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務</p> <p>(41)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得</p>

	<p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>①国民健康保険システム ②MICJET番号連携サーバー ③滞納管理システム ④庁内基本情報連携システム ⑤個人住民税システム ⑥国保総合システム ⑦国保情報集約システム ⑧中間サーバー ⑨医療保険者等向け中間サーバー等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一(第16項、第30項、及び101項) ・番号法第9条第2項</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条、及び第74条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報の情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1、2、3、4、5、8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15、19、20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43、44、46、49、53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(特定個人情報の情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第27、42、43、44、45、121の項) ・番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、及び第59条の4</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

伊勢原市 総務部 文書法制課
259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地
電話番号 (0463)94-4867**8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ**

連絡先

伊勢原市 保健福祉部 保険年金課 国保係
259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地
電話番号 (0463)94-4728

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	公表日	平成27年7月3日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①国民健康保険システム ②MICJET番号連携サーバ ③滞納管理システム ④庁内基本情報連携システム ⑤個人住民税システム	①国民健康保険システム ②MICJET番号連携サーバ ③滞納管理システム ④庁内基本情報連携システム ⑤個人住民税システム ⑥次期国保総合システム ⑦国保情報集約システム ⑧中間サーバ	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、87、93、106項)	(特定個人情報の情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項)	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部所属長	保険年金課長 井上 稔	保険年金課長 細野 徹	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊勢原市 市民生活部 市民協働課	伊勢原市 総務部 文書法制課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関するお問い合わせ	伊勢原市 保健福祉部保険年金課 国保担当	伊勢原市 保健福祉部保険年金課 国保係	事後	重要な変更該当する項目ではないため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部所属長	保険年金課長 細野 徹	保険年金課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	電話番号 (0463)94-4711	電話番号 (0463)94-4867	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先	電話番号 (0463)94-4711	電話番号 (0463)94-4728	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年6月26日	公表日	令和元年6月28日	令和2年6月26日	事前	
令和2年6月26日	I 関連情報 4. 情報個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加記載	(40)神奈川県国民健康保険団体連合会で実施する給付の審査、支払に付随する資格継続業務と高額療養費多数該当の引き継ぎ業務	事後	
令和2年6月26日	I 関連情報 4. 情報個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加記載	(41)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	
令和2年6月26日	I 関連情報 4. 情報個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加記載	るための健康保険法等の一部を改正する法律によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同で行う。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月26日	I 関連情報 4. 情報個人情報 情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追加記載	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における資格履歴管理事務を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を經由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等」における機関別符号取得等事務を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事前	
令和2年6月26日	I 関連情報 4. 情報個人情報 情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	追加記載	⑨医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年6月26日	I 関連情報3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	追加記載	＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年6月26日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項)	(特定個人情報の情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項)	事後	
令和2年6月26日	I 関連情報5. 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ②法令上の根拠	追加記載	(オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年6月25日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119項)	(特定個人情報の情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項)	事後	
令和3年6月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(第16項及び第30項) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表第一(第16項、第30項、及び101項) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条、及び第74条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) (特定個人情報の情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(第27、42、43の項) (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(特定個人情報の情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1、2、3、4、5、8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15、19、20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43、44、46、49、53条、第55条の2、第59条の3 (特定個人情報の情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第27、42、43、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、及び第59条の4 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年11月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和6年3月25日	I -1-③システムの名称	①国民健康保険システム ②MICJET番号連携サーバー ③滞納管理システム ④庁内基本情報連携システム ⑤個人住民税システム ⑥次期国保総合システム ⑦国保情報集約システム ⑧中間サーバー ⑨医療保険者等向け中間サーバー等	①国民健康保険システム ②MICJET番号連携サーバー ③滞納管理システム ④庁内基本情報連携システム ⑤個人住民税システム ⑥国保総合システム ⑦国保情報集約システム ⑧中間サーバー ⑨医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和6年3月25日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一(第16項、第30項、及び101項) ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条、及び第74条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表第一(第16項、第30項、及び101項) ・番号法第9条第2項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条、及び第74条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年3月25日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムの情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1、2、3、4、5、8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15、19、20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43、44、46、49、53条、第55条の2、第59条の3 (特定個人情報の情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第27、42、43、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、及び第59条の4 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(特定個人情報の情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第1、2、3、4、5、8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15、19、20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43、44、46、49、53条、第55条の2、第59条の3 (特定個人情報の情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第27、42、43、44、45、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、及び第59条の4 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年3月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和6年3月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱人数 いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	